



特定最低賃金の改正に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示

宮城労働局一般公示第5号

宮城地方最低賃金審議会は、宮城県鉄鋼業最低賃金、宮城県電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金及び宮城県自動車小売業最低賃金の改正について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、宮城県の区域内で、

- 1 鉄鋼業（高炉による製鉄業、鋳鉄铸件製造業（铸铁管，可鍛铸铁を除く）、可鍛铸铁製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）
- 2 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）
- 3 自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）

のいずれかであって意見を述べようとするものは、当該事業に係る最低賃金についてその意見を記載した文書を令和6年9月9日までに、宮城地方最低賃金審議会（仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第四合同庁舎、宮城労働局労働基準部賃金室内）あて提出されたい。

令和6年8月21日

宮 城 労 働 局 長

小 宅 栄 作